

令和3年度 事業選定方針及びプロセスについて

令和3年9月21日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）における官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）の対象となる公共サービスは、法第7条に基づき閣議決定される公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）に定めているところ。

来年度以降の基本方針に反映するための令和3年度における法に基づく入札の対象となる公共サービスの選定（以下「事業選定」という。）に関する作業は、本年7月に基本方針が閣議決定された後の事務連絡を踏まえた国の行政機関等からの自主的選定に引き続き、基本方針並びに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が了承した本方針及びプロセスに基づき実施するものとする。

2. 令和3年度事業選定における基本的な考え方

厳しい財政事情の中、法に基づく入札を導入することは、監理委員会の関与により、透明かつ公正な競争の導入が図られ、もって、公共サービスの質の維持向上及び経費削減に資することから有効な手段である。

よって、今年度においても、引き続き、行政事業レビュー等の各種取組と連携しつつ、一者応札、継続受注などにより、競争性等に課題・問題のある事業について、国の行政機関等に対して改善を要請するとともに、法に基づく入札の導入を求ることとする。

3. 監理委員会の役割

事業選定プロセスの透明性及び公正性を確保するため、事業選定に関しては、外部有識者から構成される監理委員会が積極的に関与することとする。総務省は国の行政機関等から提出された調書等に基づき、監理委員会の公共サービス改革小委員会における公開ヒアリング（以下「ヒアリング」という。）の対象となる公共サービスの候補を監理委員会へ報告することとする。監理委員会は候補について審議し、3年度のヒアリング対象事業及び4年度以降のヒアリング対象事業候補（改善を要請する事業）を決定し、ヒアリングを行うものとする。

また、事業選定に係る監理委員会の審議において、国の行政機関等が法に基づく入札を導入しない理由に合理性が認められない場合、監理委員会による意見・提言の公表、法第38条に基づく監理委員会による勧告権の発動等を検討するものとする。

4. 事業選定の対象

(1) 基本方針における事業選定の方針

基本方針における事業選定の方針は、以下のとおりとされている。

公共サービス改革基本方針（令和3年7月閣議決定）（抄）

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置

1 対象公共サービスの選定

（3）本年度の事業選定の方針

① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス

② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス

③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等）を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの

④ 官民競争入札の対象については、事務又は事業の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない公共サービスのうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの

⑤ これまでに選定した対象公共サービスのうち、法に基づく入札を実施し、民間事業者の創意と工夫を反映することにより、質の維持向上及び経費の削減が図られた分野についての範囲拡大

⑥ 関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス

(2) 具体的対象事業等

上記を踏まえ、選定の対象として検討を行うこととした事業等は、現時点では以

下のとおりである（今後、追加・見直しの可能性がある。）。

対象事業等	具体的な方針	関連する選定の 重点方針（上記①） の番号に対する
I 改善を要請し、令和3年度以降ヒアリング対象候補となつた事業（54事業）	<p>「令和2年度 公共サービス改革法の対象事業の選定状況等について」（令和3年4月28日総務省行政管理局公共サービス改革推進室）中の「令和3年度以降のヒアリング対象候補事業一覧（改善を要請する事業）その1」の事業について、透明性、公正性又は競争性を高めるために各府省等が講じた改善措置の実施状況等のフォローアップを行い、その結果を踏まえヒアリングを実施。</p> <p>ヒアリング対象事業の選定については、以下に該当するもののうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 改善措置（一般競争入札（総合評価落札方式）の導入、入札スケジュールの改善、入札参加資格、評価項目・配点等の見直し、情報開示の改善、契約年数の複数年化等）を講じていない事業 b) 改善措置を講じたものの、一者応札、継続受注等の改善が見られない事業又は競争導入による落札率の低下等が確認されない事業等 <p>なお、改善要請を3回以上行ったものの、競争性等が改善されない事業については、市場調査等を実施していることを前提として以下の内容を総務省ホームページで公表し、民間事業者からの意見を求めているところ、「令和2年度 公共サービス改革法の対象事業の選定状況等について」中の「令和3年度以降のヒアリング対象候補事業一覧（改善を要請する事業）その2」の事業については、当該意見募集の結果を踏まえ取扱いを決定（1回目で意見が無い場合は来年度も公表（計2回））。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 業務概要、契約状況の推移 b) これまでに講じた入札改善策 c) 仕様書 等 	①、②、③、 ⑤、⑥
II 新たな対象事業候補の抽出（競争性等の改善が求められる事業）	<p>行政事業レビューシート、契約監視委員会等の議事資料等の公表資料、業務フローとコストの分析、報道等において、競争性等に問題があると思われる契約を精査・確認し、改善を要請。</p> <p>法の対象となる独立行政法人等については、同法人等における契約の状況について精査・確認の上、競争性等に問題があると思われる契約について改善を要請。</p> <p>上記契約について、特に民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものについては、ヒアリングを実施。改善を要請する事業等については、次年度以降、ヒアリングを実施。</p>	①、②、③、 ④、⑤、⑥

対象事業等	具体的な方針	関連する選定の 重点方針（上記①） の番号に応じて
III 民間提案	<p>法第7条第3項及び9項において、民間事業者から、法に基づく入札の対象とすべき業務等に関して意見を聴取する旨、定められているところ。</p> <p>同条に基づき特段の意見等があった場合は、意見等に対する関係府省等の回答について、監理委員会での審議等を踏まえてヒアリングを実施。特に、民間事業者から提出された民間参入等の意見については十分反映する。</p>	—
IV その他	<p>上記以外で、法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第 25 条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービスや事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービスについては、ヒアリングを実施。</p>	(1)、(2)

5. 事業選定プロセス

別図のとおりとする。

事業選定の規模については、法の対象として選定された事業の契約期間及び規模の実績を勘案し、契約額が 3 年間で 1 億円以上となるものを原則とする。

令和3年度 事業選定プロセス

(別図)

